

健康保険法の規定による施設基準

健康保険法の規定に基づき、施設基準について近畿厚生局次の通り届出を行っています（2025年11月1日現在）

施設基準 基本診療料

- 情報通信機器を用いた診療に係る基準
- 医療DX推進体制整備加算
- 一般病棟入院基本料（急性期一般入院料4）
- 救急医療管理加算
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1（20対1補助体制加算）
- 急性期看護補助体制加算（25対1急性期看護補助体制加算「看護補助者5割未満」看護補助充実体制加算1）
- 看護職員夜間配置加算（看護職員16対1配置加算1）
- 重症者等療養環境特別加算
- 医療安全対策加算2（医療安全対策地域連携加算2）
- 感染対策向上加算2（連携強化加算・サーベイランス強化加算）
- 後発医薬品使用体制加算1
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算（データ提出加算2「許可病床数200床未満」）
- 入退院支援加算1
- 認知症ケア加算2
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 地域包括ケア病棟入院料1（看護職員配置加算・看護補助充実体制加算3）
- 緩和ケア病棟入院料1

施設基準 特掲診療料

- 外来栄養食事指導料の注2に規定する基準
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料二
- 二次性骨折予防継続管理料1、2、3
- 外来腫瘍化学療法診療料1
- 連携充実加算
- がん治療連携指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料1
- 別添1の「第14の2」の1の(3)に規定する在宅療養支援病院
- 在宅時医学総合管理料及び施設入居時等医学総合管理料
- 在宅がん医療総合診療料
- BRCA1／2遺伝子検査
- 検体検査管理加算(II)
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- ヘッドアップティルト試験
- 画像診断管理加算1
- 画像診断管理加算2
- CT撮影及びMRI撮影
- 心臓MRI撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)
- 運動器リハビリテーション料(I)
- 呼吸器リハビリテーション料(I)
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の休日加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の時間外加算1
- 医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置の深夜加算1
- 乳癌センチネルリンパ節生検加算2及びセンチネルリンパ節生検（単独）
- ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の休日加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の時間外加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の12に掲げる手術の深夜加算1
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術
- 輸血管理料II
- 輸血適正使用加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- 保険医療機関間の連携による病理診断
- 看護職員待遇改善評価料26
- 外来・在宅ベースアップ評価料(I)
- 入院ベースアップ評価料42